

複合的機能を有する福祉用具の取扱いについて

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)より

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区別できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとにひとつの福祉用具として判断する。
 - ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
 - ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれている場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
- 但し、当該福祉用具の機能を高める外部と通信機能を有するもののうち認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に該当する部分に限り給付対象とする。

それぞれの機能を有する部分を区別できない場合	一体的なもの 保険対象種目に該当する機能 保険対象種目に該当する機能 ※1	➡	それぞれの種目とも保険給付の対象 (主種目で請求)
	一体的なもの 保険対象種目に該当する機能 保険対象種目に該当しない機能	➡	全体として給付対象外
それぞれの機能を有する部分を区別できる場合	分離が可能 保険対象種目に該当する機能 ↔ 保険対象種目に該当する機能	➡	それぞれの種目とも保険給付の対象 (それぞれの種目で請求)
	分離が可能 保険対象種目に該当する機能 ↔ 保険対象種目に該当しない機能 ※2	➡	保険対象種目に該当する機能のみ給付の対象

※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可

例 ステップ付手すり ※ねじ等で固定され区別できない 具体例: 上がり框用たちあがっぶ ステップ台付CKE-02MB	一体的なもの 保険対象種目に該当する機能 保険対象種目に該当しない機能 手すり(移動・移乗) ステップ(段差解消)	➡	全体として給付対象外 ステップ部分は段差解消を目的としており、転倒予防・移動・移乗動作に資することを目的とする本来の機能を補完するものではないことから二つ以上の機能を有するものと考えられるため保険給付の対象外と判断する。類似品についても同様とする。
--	--	---	--